

委員会の審議内容等の取扱いについて

令和5年7月27日

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会

- 1 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則公開とする。
ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
 - （１）審査・評価に関する調査審議など公平・公正な審議に影響を及ぼすことが懸念される場合
 - （２）その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合
- 2 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- 3 審査・評価結果は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- 4 委員会の委員の氏名等については、事業選定後または評価結果等の公表後に公表することとする。